

福祉生活病院常任委員会資料

(平成23年7月21日)

【件名】

- 1 鳥取県青少年健全育成条例の改正施行について

(青少年・家庭課) …… 1

福祉保健部

鳥取県青少年健全育成条例の改正施行について

平成23年7月21日
青少年・家庭課

平成23年2月県議会で可決された鳥取県青少年健全育成条例の一部改正が、平成23年7月1日に施行されました。改正概要の県民への周知・啓発の状況と、今後、取り組むべき課題について報告します。

1 条例改正の概要

(1) 背景 青少年に急速に普及した携帯電話を介して、青少年が犯罪被害等に遭うトラブルが深刻化している。また、毎年、多数の青少年が深夜徘徊で補導されていたり、深夜に営業する施設の増加に伴い、青少年のうち特に幼児を買物や外食等深夜の外出に同伴させる保護者の姿が目立つようになり、幼児の健全な発達への悪影響が危惧されている。

(2) 改正内容

ア 携帯電話へのフィルタリングの徹底

○フィルタリングの解除に当たって、保護者の書面による申し出を義務化し、携帯電話事業者にはフィルタリングに関する説明及びフィルタリング解除に際し保護者が提出した書面の保存を義務付け。

※フィルタリングとは有害サイトなど青少年に見せたくない特定サイトの閲覧を制限するシステム

イ 深夜外出の制限

○青少年を監護又は保護する者に、正当な理由のある場合を除いて、青少年を深夜（午後11時から翌日の日の出前まで）に外出させないよう努力義務を新設。

(3) 公布日 平成23年3月18日

(4) 施行日 平成23年7月1日

2 県民への周知の状況

(1) 広報物の配布等

- ・広報用パンフレットの作成（50,000部） ※中・高校生全員及び関係機関へ配布
- ・県政だより「4月号」へ掲載（213,500部） ※全家庭へ配布
- ・教育だより「夢ひろば」へ掲載（102,700部） ※幼・小・中・高の児童・生徒全家庭へ配布

(2) 関係者への周知活動

- ・青少年育成市町村民会議等関係団体への出前説明会（計9回、延466人）
- ・携帯電話事業者等への説明会の開催（東・中・西部の3箇所）
- ・コンビニエンスストア関係者へ要請（県内コンビニ関係者約100名）

(3) 現場への周知活動

- ・JR主要駅前での広報活動
6月15日（水）、7月1日（金）の7:00～8:00
鳥取駅ほか8駅で、通学・通勤中の方に、チラシ・広報グッズ（ポケットティッシュ等）を配布
- ・深夜営業店舗への広報キャラバン
7月1日（金）の20:00～22:00
東部管内のカラオケボックス、インターネットカフェ等を訪問し、チラシ・広報グッズ（ポケットティッシュ）を配布し、条例の改正内容を説明

3 今後の課題

改正された条例の遵守状況等の検証が必要

[検証方法（案）]

- 携帯電話販売店等へ立入調査を行い、条例の施行状況の把握及び事業者への指導を実施。
- 施行後1年経過を目処に、県教育委員会と協力し青少年が使用する携帯電話のフィルタリング利用率を調査。